

第 12 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 12 月 17 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第12回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月17日（金） 午後2時から午後3時8分まで

2 開催場所 秋田市役所職員研修棟第1・2研修室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員 なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第47号 農用地利用集積計画(令和3年度第9号)に関する件

第7 議案第48号 競（公）売適格証明申請に関する件

第8 議案第49号 秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	主席主査	稲 葉 隆
主席主査	中 村 至	主席主査	勝 田 茂 満
主 任	廣 嶋 孝 祐	主 任	富 岡 周 馬
技 師	小 林 素 子		

8 書 記

主席主査 勝 田 茂 満

9 議事録署名委員

19番 加賀屋 慎 一

1番 佐々木 英 久

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p>
	<p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p>【配付書類の確認】</p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告および説明は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第12回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p>
	<p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、19番加賀屋慎一委員、1番佐々木英久委員をお願いいたします。</p>
	<p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p>
	<p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p>
	<p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和3年度中央地区農業委員会会長会視察研修」から会務報告4の「令和3年度全国農業委員会会長代表者集会・県選出</p>

議 長	<p>国会議員への要請活動」の3件につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告2から4までの報告】</p> <p>次に、会務報告5の「令和3年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。</p>
5番星容子委員	<p>【会務報告5の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告6の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告11の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (伊藤副参事)	<p>【会務報告6から11までの報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (廣嶋主任)	<p>議案書1ページの2件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。譲渡人は、従前から申請地を譲受人に賃貸借しており、高齢のため、財産整理の一環として譲受人と売買するものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題はないと考えられます。農作業常時従事について、年間210日農作業に従事していることから常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、8,349平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、 。譲渡人は、 。譲渡人は、従前から譲受人に農作業を委託しており、譲渡人は高齢のため経営縮小を希望し、譲受人は自宅と隣接する申請地の取得を希望したことから、この度売買するものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は機械作業を一部委託しているが、農業技術は問題はないと考えられます。農作業常時従事について、年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、9,004平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま</p>

事務局 (廣嶋主任)	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それではここで、案件1番について現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。
19番加賀屋慎一委員	19番加賀屋です。11月30日に荻原推進委員より連絡を受けまして、問題ないとの報告を受けております。また譲受人については私もよく知っている人で問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	次に、案件2番について現地調査を行った鎌田文市推進委員から報告を受けた7番佐々木繁明委員に報告をお願いします。
7番佐々木繁明委員	7番佐々木です。12月2日に鎌田推進委員、事務局の廣嶋さんと3人で確認しました。場所的には特に問題なく、このまま耕作できると思います。以上、ご審議のほどお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局 (稲葉主席主査)	それでは、議案書の2ページをご覧ください。今回の案件は3件とも「一般住宅」への永年転用です。 番号1です。借受人は■■■■■。貸出人は■■■■■。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、「借受人は貸出人の孫であり、現在は実家で同居しているが、手狭であることから住宅を建築する計画に至り本申請をしたもので、実家に隣接しており往來に便利で今後も協力して生活できることなどから当該地を選定、転用しようとするもの。」です。 立地基準については、農地位置は都市計画区域外で、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第1種農地」です。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので

事務局
(稲葉主席主査)

あり、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年4月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。

被害防除については、隣接に対する措置は特になく、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年12月3日に確認しております。

続きまして、番号2です。譲受人は、 ほか1名。譲渡人は、 。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「申請者は令和3年10月までアパートに居住していたが、将来のことを考え、住宅を建築するため本申請をしたもので、居住していたアパートの周辺地域であることや夫婦の職場が近いことから当該地を選定、転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、秋田市宅地開発に関する条例において、一定の基準を満たす集落の区域として、誰でも一般住宅を建築できる区域、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第2種農地」です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年7月31日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。

被害防除については、隣接に対する措置は建物の高さを4.3メートルの平屋建てとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年12月3日に確認しております。

続きまして、番号3です。借受人は、 。貸出人は、 。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「申請者は、申請地に隣接する実家に夫と子ども2人で暮らしているが、老朽化に伴い住宅を建て替えることにした。周辺には親戚も多く住民ともなじみ深いことから、母の所有農地である当該地を転用し建築しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、本件は番号2と同様、秋田市宅地開発に関する条例において、いわゆる「緩和エリア」に指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は「第1種農地」です。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、番号1と同様、農地法施行規則第33条第4号に規定する、第1種農地の

事務局 (稲葉主席主査)	<p>不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、借入資金および自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和4年8月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分はなく、一体として利用する農地以外の土地は現在居住している実家敷地内の宅地があり、土地改良区等からの意見書は、土地改良区等区域外のためありません。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は特になく、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。現地は令和3年12月3日に確認しております。</p> <p>なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、農用地区域内農地および第1種農地の転用については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号1および番号3の議案について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。</p>
議長 4番鈴木昇代理	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた4番鈴木昇代理から報告をお願いします。</p> <p>4番鈴木です。12月3日に齊藤推進委員から事務局とともに現地を確認したとの報告を受けまして、私も報告を受けた2日後に現場を確認してきました。何ら問題はありませんでしたので、ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長 6番相場堅一委員	<p>次に、案件2番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p> <p>6番相場です。12月3日に佐藤推進委員から連絡があり、問題なしとのことでした。私も現地について何度か訪れたことがあり、何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長 2番武藤真作委員	<p>次に、案件3番について現地調査を行った鈴木栄一推進委員から報告を受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。</p> <p>2番武藤です。12月3日に鈴木推進委員から連絡がありまして、現場を確認し何ら問題ないとの話でした。私自身、この場所は、農繁期になると毎日のように見ている場所であり、特別問題はないと思いますので審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長 16番三浦宏和委員	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>はい、議長。</p>
議長 16番三浦宏和委員	<p>16番三浦委員、どうぞ。</p> <p>16番三浦です。番号2の申請者はアパートから今は太平の実家暮らしと</p>

16番三浦宏和委員	のことで、転用の確実性という意味で、住宅が完成した後は太平から仁井田に居住することで間違いありませんか。
議 長	事務局、どうぞ。
事 務 局 (稲葉主席主査)	そのように伺っております。
議 長	16番三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい。
議 長	ほかにありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、案件1番と3番が県農業会議への諮問の必要がある案件で、案件2番が県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番と3番を原案のとおり許可相当に、案件2番を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件うち、案件1番と3番を原案のとおり許可相当に、案件2番を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第47号、農用地利用集積計画（令和3年度第9号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。はじめに、所有権移転の10件についてです。議案書の4ページから9ページをご覧ください。 番号1。贈与する方は■■■■、贈与の相手方は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当りの売買価格は議案書に記載のとおりです。 このほか、合計10件のうち売買が9件、贈与が1件です。 なお、議案書7ページから9ページの番号10は、機構特例事業による所有権移転です。機構特例事業は、農地中間管理機構が所有する農地の取得を希望する農家が、一定期間機構から使用貸借により農地を借り受け、期間終了後、売買により農地を取得するものです。番号10において、買手は機構が所有する当該農地を取得するため、昨年12月の総会に機構と1年間の使用貸借による利用権設定を上程し決定しました。今月、契約期間が終了することから、今回の総会に当該農地の所有権移転を上程し、取得を目指すものです。 続いて、利用権設定70件について説明します。議案書の10ページから199

事務局 (勝田主席主査)	ページをご覧ください。 番号1。借り手は[REDACTED]、貸し手は[REDACTED]。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当りの賃借料、契約期間は議案書に記載のとおりです。 このほか、合計70件のうち、議案書26ページ以降の46件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和3年度第9号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。番号1の所有権移転の受手の経営面積について、昨年12月の利用権設定の時は9ヘクタール程ありましたが、この議案書では14,758平方メートルとなっています。個人と法人の振り分けによるものか、説明いただけますか。 あと、番号10の買い手について、この方は農事組合法人に雇用されていた方ではなかったでしょうか。例えば個人で経営する部分と、別に法人に従事する部分、これは兼業農家として考えればそれでもいいと考えますが、このことについても説明願います。
議長	事務局、どうぞ。
事務局 (勝田主席主査)	ただ今のご質問について説明します。 まず番号1の贈与の相手方について説明します。委員のご指摘どおり、この方は今年の初めまで9ヘクタール余りの経営面積を持っていました。一方、この方が居住する金足黒川地区は現在地盤整備事業が行われており、この方は事業完了後の受け皿となる法人の重要な構成員として名を連ねております。9ヘクタール余りのうち基盤整備事業対象エリアにある農地について、すでに受け皿法人に利用権設定しており、現在は議案書に示している面積となっているものです。 続いて番号10の買い手について説明しますと、機構特例事業で農地を取得するにあたり、今まで所属していた雄和平沢地区の農業法人との雇用契約を終了し、独立して農業経営を行っております。
議長	16番三浦委員、どうですか。
16番三浦宏和委員	了解しました。
議長	ほかにご質問ありませんか。
一	なし。
議長	ほかに無いようですので採決に入ります。

議	長	初めに、所有権移転について採決いたします。所有権移転の10件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の10件について、原案のとおり決定することいたします。
		次に、利用権設定について採決いたします。利用権設定の70件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の70件について、原案のとおり決定することといたします。
		以上により、日程第6、議案第47号、農用地利用集積計画（令和3年度第9号）に関する件は、全て原案のとおり決定することいたします。
		次に、日程第7、議案第48号、競（公）売等適格証明申請に関する件、2件を上程します。
		事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)		はじめに、競（公）売適格証明申請について説明いたします。
		裁判所が行う競（公）売の物件が農地である場合、民事執行規則第33条の規定により、裁判所は、買受の申出をすることができる者を、農業委員会が交付する買受適格証明を有する者に限っています。また、買受適格証明が申請された場合の適格性の判断については、農林水産省通知により、農地法第3条の許可要件を満たしているか否かを基準としていることから、この度議案として上程したものです。
		なお、本件の公告日は11月19日、入札期間は12月10日から12月17日まで、開札日は12月22日です。
		それでは、議案書200ページおよび201ページの2件について説明いたします。番号1および番号2は、ともに太平中関寺中■■■■番地の亡・■■■■相続財産および同住所の■■■■所有地であり、地目および現況は全て田。面積は合計13,851平方メートルです。
		番号1。申請人は、太平中関寺中■■■■番地の■■■■。申請事由は経営拡張です。農地法第3条許可要件のうち、全部効率利用について農業機械は一式を所有し、農業従事者は3名、農業技術も問題はないと考えられます。農作業常時従事について、申請人が年間160日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、買受後の経営面積が68,898平方メートルであることから、要件を満たしています。
		次に番号2。申請人は、太平中関寺中■■■■番地の■■■■。申請事由は経営拡張です。農地法第3条許可要件のうち、全部効率利用について、農業機械は一式を所有し、農業従事者は2名、農業技術も問題はないと考えられます。農作業常時従事について、申請人が年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、買受後の経営面積が96,849平方メートルであることから、要件を満たしています。
		これら2件とも、地域との調和要件について申請人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。

事務局 (廣嶋主任)	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしており、買受適格者として認められると考えます。説明は以上です。
議長	続きまして、案件1番と2番について地区担当委員の1番佐々木英久委員からご意見ををお願いします。
1番佐々木英久委員	1番佐々木です。両名とも個人的に知っている方です。 ■■■■さんは代々農業を行っており、最近は息子さんが田んぼの耕作をしたいとの意思があることから、間違いなく農業経営を行っております。一方、■■■■さんは年齢が83歳と高齢ですが、二年間の農業研修センターを修了したお孫さんと一緒に耕作をしております。この方についても、間違いなく農業経営を行っております。
議長	それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 競（公）売等適格証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第48号、競（公）売等適格証明に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第8、議案第49号、秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (中村主席主査)	令和3年12月3日付けで、佐々木聖爾推進委員から一身上の都合により12月17日をもって辞任したい旨の申出がありましたので、農業委員会等による法律第23条の規定に基づき農業委員会の同意を求めるものです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明に、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議案第49号、秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、同意することにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第49号、秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、同意することに決めます。

議 長	その他何かございますか。
12番佐々木和昭委員	はい、議長。
議 長	12番佐々木和昭委員、どうぞ。
12番佐々木和昭委員	<p>12番佐々木です。自身、農業委員を拝命して1期目の若輩者でありまして、これから申し上げることがこの場において適当かどうか、そもそも申し上げてよいのかどうかずいぶん悩みましたが、あえて発言させていただきます。</p> <p>稲の作況指数が102の「やや良」ということで確定し、収量も作況指数のとおりなのでしょう。ところが、今年の農業を振り返れば年明けの大雪によるビニールハウスの被害、秋には概算金の下落があり、作況指数のとおりを受け止められないのが実感です。</p> <p>そうした中で、他の市町村を見れば10アール当り数千円を支援するなどの報道を目にします。本市においても支援ができないものかどうか、ということも農業委員が申し上げていいのかどうか、皆さんのご意見を聞きたいと思います。</p> <p>また、私たちは農家の代表であると自覚を持ち、農家のためという観点から、本市の農業委員会としても何らかの動きをされた方がよろしいのではないかと考えますが、皆さんのご意見を重ねてお聞かせ願います。</p>
議 長	ただ今の発言について、皆さんからご意見ございますでしょうか。
6番相場堅一委員	はい、議長。
議 長	6番相場委員、どうぞ。
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。2週間ほど前にカントリーエレベーターの会議があり、市農業農村振興課の課長が出席していたことから、このことについて何か話があるか聞いてみました。課長はなかなか答えてくれませんでした。現実としてこのような話はないとのことでした。</p> <p>また、会議では補正予算で対応できないかとの話もありました。課長の説明を聞く限り、これは難しいと感じました。</p> <p>農業委員会から提案などの動きを起こすことは、個人的に良いのではないかと思います。</p>
議 長	他にご意見ありますか。
17番伊藤洋文委員	はい、議長。
議 長	17番伊藤委員、どうぞ。
17番伊藤洋文委員	<p>17番伊藤です。私も、12番の佐々木委員と同感です。今晚、意見交換会に市長や議長が出席されますが、会長から「本日の総会でこのような話があった」と伝えてもらい、秋田市として助成できるかどうか、できないならばその理由を聞きたいです。例えば、秋田市の財政として困難だとの理由かもしれないし、秋田市は農業を重要視していないとの考えかもしれ</p>

17番伊藤洋文委員	ないし、何か事情があると思っています。そこを聞きたいのです。 大仙市で10アール当たり2,000円、美郷町で4,500円など支援を表明している市町村が出ているなか、県庁所在地である秋田市が支援できない理由はないと思います。ぜひ会長から市長に聞いてもらいたいです。
議 長	他にありますか。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議 長	16番三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員	16番三浦です。要望をするときは、タイミングというのがあると思います。米の概算金が2,000円下落するので、秋田市では8億円程度の減収になるのを何かで見ましたが、要望書を出すときにそのことを盛らなくていいのか、要望書に限らずいろんな場面で話題に出してほしいという意味で運営委員会の時に申し上げました。 市議会が来週には閉会しますが、この時期に補正予算というなると、例えば、災害が発生したなど緊急性を要する理由が必要ではないかと思えます。概算金の動向に注視することを怠っていたのではないかと自身を振り返り反省しているのですが、一方で、このような話を進めるのであれば、来年の種子代金や資材代など、減収補填ではなく再生産の時に必要な経費を応援してもらうなどの進め方が必要ではないでしょうか。 今が9月や10月であれば、これだけ概算金が下落したので支援をお願いしますと要望すれば良いのかもかもしれませんが、あと2週間で正月を迎えるこの時期で作況が確定したので下落分を補填願いますというのは厳しいと思います。
議 長	他にご意見ありますか。
17番伊藤洋文委員	はい、議長。
議 長	17番伊藤委員、どうぞ。
17番伊藤洋文委員	17番伊藤です。事務局長におたずねします。今市議会の一般質問において、このことについて質問した議員はいましたか。
議 長	事務局、お願いします。
事 務 局 (小山田事務局長)	この件に関して質問した議員はいませんでした。
議 長	17番伊藤委員、よろしいですか。
17番伊藤洋文委員	質問した議員がいなかったことが、とても情けなく、残念です。
議 長	私も、秋田市が何か農家に対して支援策を示してほしいと思っていました。今回、農業委員からこのような話があったので、今晚の意見交換会で市長や議長と会うことから、機会を見つけて直接お願いしてみたいと思

議	長	ます。 12番佐々木和昭委員、いかがですか。
12番佐々木和昭委員		ありがとうございます。
議	長	これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後3時8分終了)